

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十四第

行發日一月九年一十和昭

論叢

不動産取得税に就きて……………法學博士神戸正雄

金融の實質的及び表見的の緩漫と逼迫……………經濟學博士小島昌太郎

漁業組合制度論……………經濟學博士蜷川虎三

時論

電氣官營に就て……………經濟學博士作田莊一

家屋税移管問題……………經濟學博士沙見三郎

研究

ヒルデブランドに於ける國民經濟學の課題……………經濟學士白杉庄一郎

獨逸大銀行と工業の集中運動……………經濟學士田杉競

講演

國際資源の再分配問題……………文學士高原操

說苑

獨逸國新電力政策に就いて……………經濟學士大塚一朗

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

研 究

ヒルデブランドに於ける國民經濟學の課題 (上)

白 杉 庄 一 郎

内 容

(一)序。「現在並に將來の國民經濟學」に就て——スミス並にその學派、(二)スミス學派に對する反動、(1)ミューラー、(2)リスト、(3)社會主義、(三)ブルードンの國民經濟學。要約。(四)「國民經濟學の現在の課題」に就て——「自然法則」の批判
それに関する諸學說の吟味(以上本號、以下次號)、(五)諸國民の經濟的發展法則の學としての國民經濟學の規定。その方法。(六)ヒルデブランド說の歴史的意義。その批判——(1)人間觀的基礎、(2)社會觀的基礎、(七)(3)認識論的基礎。(八)結論。

Bruno Hildebrand (1813-78) はドイツ歴史學派建設者の一人とされるが、彼が建設せんとした國民經濟學は如何なるものであつたか、我々は彼が國民經濟學の課題とする所をきき、その歴史的に並に現代的意義を尋ねてみよう。

先づ我々が問題にしななければならないのは、彼の名著「現在並に將來の國民經濟學」第一卷¹⁾である。同書は「國民經濟學の領域に於て根本的歴史的なる傾向と方法とに道を拓き、この學を諸國

1) Nationalökonomie d. r Gegenwart und Zukunft, Bd. I. Frankfurt a. M. 1848.

民の經濟的發展法則の學 *Lehre von der ökonomischen Entwicklungsgesetzen der Völker* に造り變へる」ためになされた研究の第一部であつて、當時の諸學說を敘述し批判してその眞なるものと、同時に當時の經濟的文化並に社會問題に關する判斷を確定し、それによつて當時行はれてゐた誤謬を除去せんとするものであつた。²⁾ すなはち彼は國民經濟學批判の形で同時に現實批判をも兼ねてゐるのであるが、我々は國民經濟學の哲學的基礎に關する彼の諸體系批判だけを略述して彼が如何なる道を進まんとしたかを明かにしよう。而して彼は國民經濟學諸體系の敘述と批判を、(一)アダム・スミスとその學派、(二)アダム・ミューラーと國民經濟學的ロマンティック、(三)ブリトリス・ヒューストと政治經濟學の國民的體系、(四)社會的經濟學說、(五)ブルードンの國民經濟學說、³⁾ について行つてゐる。我々の敘述もこの順序に従ふであらう。

そこでスミスとその學派に關するヒルデブランドの見解に入るのであるが、その前に彼は重商主義と重農主義について次の如き見解を示してゐる。中世の傳統的な自然經濟と急激に勃興して來た貨幣經濟との鬭争によつて、「國民—國家經濟的意識」が發展して來たのであるが、重商主義と重農主義とはその表現であつた。前者は「絶對主義の經濟學說」であり、「國家による而して國家のための人爲的生産」を目的とする商工業のための學說であつた。反之、後者は「革命の學說」であり、「國家から全く獨立した民衆による民衆のための單なる自然的生産」を目的とする農民階級のための學說であつたと。³⁾ かくの如くヒルデブランドは重商主義と重農主義とを云はゞ國家主

- 2) Ibidem, Vorrede, 尙 Hildebrand は國民經濟學を再建せんとするに當つて、言語學の影響を受けてゐるが、それは W. Roscher が歴史法學の影響を受けたのに似てゐる。この點については F. Lifschitz, Die historische Schule der Wirtschaftswissenschaft, Bern, 1914, S. 109 ff. 參照。
- 3) Ibidem, § 1.

義と市民主義との關係に置き、スミスをこの統一者とみる。即ちスミスは、前二者が一面的に富の供給を代表したに對して、生産者の利益に消費者の利益を對立せしめることによつて、國民經濟學の包括的な理論を作上げた。國民經濟學史上に於けるスミスの地位は哲學史上に於けるカントの地位に似てゐる。カントが綜合的立場に於て人間の眞理認識の能力を検證した如く、スミスは人間社會の經濟的能力を初めて研究した。かう言つてヒルデブラントはスミスの功績を讃えてゐる。⁴⁾

進んで彼のスミス並にその學派に對する批判をみよう。その第一は萬民主義の批判である。スミス並にその學派は、その先驅者たる重商主義者や重農主義者と同じく、「その法則が總ての時代と國民とに對して絶對的妥當性をもたなければならぬ所の國民經濟學」を構成せんとした。ルソーやカントが自然によつて與へられた人類の相違即ち異つた發展段階と國民性を無視して絶對國家を構成せんとする國法學派や政治學派を惹起した如く、スミスと彼の弟子達は個々の國民の特異的事實と發展契機とから普遍妥當の命題を引出し、一種の世界經濟學・人類經濟學を創造せんとしたが、それは全く當時の合理的・悟性的啓蒙主義に相應するものであつた。^(註)一般にスミス學派は次の如き見解から出發する。國民經濟の總ての法則は、それが人間の物財に對する關係に基くが故に、時間と空間とを超越し、現象の一切の變化にも拘らず永續する、と。その際忘れられてゐるのは、「人間は社會的存在として常に文明の子であり、歴史の產物である」といふこと

4) Ibidem, § 2-3.

及び「人間の教養物財並に人間に對する關係は決して同一ではなくて、地理的にも異り又歴史的にも常に變化する、そして全人類の文化と共に進歩する」といふことである。成程この學派は、それが重農學派の如く哲學的原理から出發せず、又普遍から特殊を誘導しなかつたといふ點に於て、ルソーやカントから本質的に區別される。それはむしろその體系を實際生活から得た觀察や事實の上に打樹てた。然しこの相違は、この學が純粹哲學的構成が殆んど不可能であるからに過ぎない。それが課題解決の仕方・努力の目的と結果に於ては、それはさきの政治學派と同じく抽象的萬民主義に陥つた。スミスの體系は「人間經濟の一般論」と階稱されるが、實は「當時まさに支配し始めた貨幣經濟の一表現」に過ぎなかつた。

(註) スミスは國民的境界を認めた、だから彼を萬民主義者とするのは當らないとのラウの見解 (Kau, Ueber List, Das nationale System der politischen Oekonomie, Archiv der politischen Oekonomie und Polizeiwissenschaft, Jahrg. 1843, Bd. V. S. 264) をヒルデブラントは次の如く批判してゐる、スミス學派の萬民的性格は、それが國家の存在を注意しなかつた點にではなくて、その理論を一切の國民に適用し、國家を單にその外的境界によつて人類の分枝として把握したに過ぎずその法則を何處に於ても妥當するとした點に見出さるべきであると。

第二にヒルデブラントはスミス學派の原子論的見解を批判する。即ちそれは啓蒙思想家と同じく人間と市民社會とに關する原子論的見解から出發し、諸個人を共同社會の唯一の目的とみる。而して政治的合理主義には國家が一切個人の自由保證のための法律制度として現はれるに過ぎなかつたが、經濟的合理主義には經濟社會は單にその私的欲望の充足を容易にし便宜にするための

個別經濟者の聯合又は制度と見える。前者は社會を諸個人の法律契約に、後者は交換契約に基礎づける、そして双方とも諸個人の私的利益を共同社會の原因及び紐帶と考へると。

第三にヒルデブラントはスミス學派が私的利益を經濟學の最高原理とする所に經濟學の倫理的使命が失はれるとみる。だから人はスミスの學說を唯物主義だと非難しても誤りではない、蓋しスミスは國民經濟學を私的利己主義の前提の上に打樹て、私的利己主義が常に自ら公益に導くとするからである、と述べてゐる。

最後にヒルデブラントはスミス學派の個人的利己主義に基く自然科学的傾向を批判してゐる。スミス學派にとつては國民經濟學は「交通の自然論」といふことになる。蓋しそれに於ては個人は自然力と同じく常に同一方向に働き同一の事情の下に於ては常に同一の結果を齎す所の純利己的な力とされる。従つてその法則と規範とは「經濟的自然法則」と呼ばれ、他の自然法則と同じく永遠不變なるものであるとされるからである。^{の註}

(註) この點に關してヒルデブラントはドイツに於けるスミスの追隨者達を次の如く批判してゐる。彼等は理論に於ては利己心の支配を認め、政策に於ては公共心を認めんとする。即ち利己心に基く國民經濟を公益を目的とする國民經濟政策によつて補はんとする。然し經濟的國民生活に於て利己主義と公共心——それは利己主義を制限して倫理的原理に従屬せしめる——の支配とを共に認めるならば、利己主義の支配を前提とする所の一切の法則の正しさを否定しなければならぬ。何となれば利己心と公共心とは二の異つた世界に於ける二の異つた力としてではなく、現實に於ては常に一國民の道徳性と教養とに應じて種々の度合で共に働き合ふものだからである、と。

以上ヒルデブラントがスミス學派の抽象性として指摘する所を一言にして云へば、個人的利己

主義に基く自然科學的傾向である。蓋し個人的利己主義は必然的に萬民主義であり、原子論的立場であり、云はゞ唯物主義だからである。而して彼はこの抽象性が三の反動、即ちミューラー・リスト・社會主義者によつて批判されたとみる。

二

(一) スミス學派に對する第一の反動——アダム・ミューラー

ヒルデブランドはスミス學派に對する第一の反動をアダム・ミューラーに於てみる。ミューラーはドイツの啓蒙時代につゞく復古主義の時代、疾風怒濤時代につゞくロマンティック時代の影響を受けて、國民經濟學の領域に於て復古主義を主張しスミスに反對した³⁾。即ち彼はスミスに始る市民社會の機械的唯物的見解に對して政治的倫理的共同精神の必要と精神文化の力を力説し、理論的抽象を排して歴史に言及し、經濟生活に於て共同體^{ゲマインザムト}を一切私經濟の根本條件とみなければならぬことを説いた。これらはミューラーの功績だとされる。然し彼はミューラーの理論の根本原理と内容は支持し難いとして大要次の如き批判をなしてゐる。第一にミューラーは國家を個人の上位に置き、個人を獨立的自己創造的個性として把握しない、そこに原子論的立場と正反對の抽象性がある。第二にミューラーの國家理念と國家内容とは矛盾する。彼は古代的國家理念をもちながらその内容を封建的要素を以て充す。然るに封建制の中世には彼が理想とする如き國家は發見されない。第三にミューラーは自然經濟と貨幣經濟、自然經濟と封建的主從關係との聯關

6) Ibidem, § 7.

を全く知らない。總じて彼には根本的歴史的研究が缺けてゐる。そこから彼の曖昧と矛盾が出て來る。例へば合理主義的國家觀に對して歴史を強調しながら過去三世紀の歴史を否定するが如きである。かくて第四に彼の理論は歴史的發展の全體の内から勝手にひきちぎつてきた時代、而もその經濟形態が全く死滅して了つた時代の主觀的にして非歴史的な理想化である。而して彼はその圖式を總ての國民と時代とに移すから、スミスの體系と同じく萬民主義の非難をさへ免れない。要するにミューラーは中世の崩壞した自然經濟に對する愛好と近代貨幣經濟に對する憎惡とからスミス學說に反對し、中世の諸制度・封建的殘滓を清算して貨幣經濟を完成すべき時代に中世の諸制度を回復せんとしたのである、と要約してヒルデブランドはミューラーの反動性を暴露してゐる。

(二) スミス學派に對する第二の反動——フリードリッヒ・リスト

第二の反動はリストの『政治經濟學の國民的體系』に於てみられる。ヒルデブランドがリストについて述べてゐる所の要點を擧ぐれば次の如くである。リストはミューラーとは反對に貨幣經濟の偉大な成果に感激した。たゞ彼はそれを英國に獨占せしめるが故にスミス學派に反對したに過ぎない。彼はスミス學說の萬民主義に對して國民主義を主張した。然し所謂國民體の概念は抽象的であつて、彼は啓蒙思想家と同じく國民體を原子論的に把握する。即ち彼は共同體を個人的福祉の手段とする。たゞ國家は單に法律制度ではなくて經濟の育成手段であるとする點が古き見解

と異なるに過ぎない。私的利益を公共目的に服せしめるのは利己心の要求に過ぎなくて、共同體の性質から出て来る倫理的義務とはならない。かくてミューラーに於て承認されねばならなかつた進歩即ち共同體の倫理的性質はリストに於て再び失はれる。又リストは經濟發展段階を説き、ドイツ國民經濟學者をして初めて歴史研究に向はせた。然しそれは英國の歴史から抽象されたものであつてドイツの保護政策を理論づけるに都合よくなされたものに過ぎない。而もそれは英國自體の歴史のみならず一切の歴史に矛盾する。總じて各民族は個有の經濟的發展過程を通過する、自然特に土地と氣候がその經濟生活を制約するからである。これを無視して溫帶諸國を一樣に考へるリストの學説は全く非歴史的であるのみならず萬民的であると言はねばならぬ。同じ事がリストに於ける實踐的部分たる保護關稅論にも妥當する。即ちリストは、スミス學派が萬民的分業のために自由貿易を主張したと同じく、國民的分業のための保護關稅を諸國民の一定の發展段階にとつて普遍妥當性をもつとする。その際リストは溫帶全體に互つて自然と國民の素質とを同一だと前提してゐるのである。⁹⁾要するにヒルデブラントはリストを以て云はゞスミス學派のドイツ的修正者とみるのである。

(三) スミス學派に對する第三の反動——社會的經濟學說 (die sozialen Wirtschaftstheorien)

第三の反動は社會的經濟學說である。ヒルデブラントが社會的經濟學說といふのは當時の社會主義的並に共產主義的學說の總稱である。そして彼はこの種の思想は古くからあつたが、フラン

8) Ibidem, § 18. 尙發展段階說に對する批判については Natur-, Geld- und Kreditwirtschaft, Jahrbücher für Nat.-Ök. u. Statistik Bd. II, 1864, S. 1-2 參照

9) Ibidem, § 19, § 20.

ス革命の後貨幣經濟が完全に支配的となり、徐々に其弊害が現はれるに至つた時初めて廣き地盤を獲得し、國民經濟學の領域に論及するに至つたと述べ、『現在並に將來の國民經濟學』の半以上をこれにあつて詳細なる紹介と批判をなしてゐる。¹⁰⁾そして彼はその紹介をも批判をも、(一)社會經濟學說の現實批判、(二)その積極的内容たる社會主義的組織計畫及び(三)國民經濟學批判に分けて論じてゐる。而して批判は第三から始め、フリードリツヒ・エンゲルスの初期の著作、『經濟學批判大綱』『英國に於ける勞働階級の狀態』を扱ひ、特に後者について歴史的統計的研究の不十分なることを指摘してエンゲルスの一面性を批判してゐる。¹¹⁾次の現實批判についても同じことが言はれる。¹²⁾終に社會主義的組織計畫については社會主義者達が、諸國民の國民性・歴史的發展・文化段階の相違等を無視して、一切の國民に共同社會ゲマインシャフトといふ唯一絶對の形態を強制し、ルソーやミスと同じ萬民的立場に立つてゐる、かゝる人間の國民的存在を無視した計畫は實行不可能であると批判する。結局の所ヒルデブラントが社會經濟學說を以て當時要求されてゐたやうな社會變革を基礎づけるに足らぬとしたのは、社會主義者達が現實認識に缺けてゐると考へたからである。言ふ所は凡そかうである。彼等は貧困が現在益々甚だしくなり、何處に於ても同一の一般的原因から來るといふ見解から出發するが、歴史と生を囚はれずに根本的に研究すれば、貧困は何時何處にでも存在したのだが、社會に意識されなかつたに過ぎず、又現在の貧困は似てはゐるが極めて種々の地方的國民的原因から起つたのだといふことが分るであらう。何か新しい社會主義的計

10) Ibidem, § 22.

11) Ibidem, § 37-43.

12) Ibidem, § 44-47.

畫を企てるためには人間社會の歴史と性質の研究、一般に何らの知識をも必要としない。然しそれは何の役にも立たない。現在の社會問題を解決せんとする者は諸國民の具體的狀態とその歴史的發展を研究し、問題の原因を究明し、空想に陥ることなく、必要なる改革を導いて來ねばならぬ、と。¹³⁾

右の如くヒルデブラントは社會主義的經濟學說を批判した後、その國民經濟學と生に對する功績を認める。即ちそれはスミス學派の基礎、特に公益を齎すとされる所の私有財産の弊害を攻撃して、各個人を社會に結付ける所の紐帶の必要なこと、共同體及び一切私人の經濟機能は倫理的基礎を必要とすること、及び經濟學は社會の最高目的を顧慮しなければならぬことを示した。一言にして云へば、「國民經濟學は決して人間利己心の自然論 (Naturlehre der menschlichen Selbstsucht) ではありません、一の倫理的科學 (eine ethische Wissenschaft) であるべきこと」¹³⁾といふことを明かにした。これは國民經濟學に對する影響であるが、生に對しては、所有が人生の享樂や教養に對する特權を與へるものではなくて、有産階級は彼等に委託された共同財産の管理者に過ぎず、無産階級を最高文明に高めることに與るべき義務を負ふものであることを明かにした。この二影響は次の事情のために高く評價されねばならぬ、とヒルデブラントは言ふ。第一にスミス學說の有害なる原理が貨幣經濟が支配的になり利己心の活動が廣範圍に互らんとした時代に説かれたこと、第二にスミス自身が貨幣經濟を經濟的文化の單なる一過渡期とは見ないで國民經

濟の永遠にして絶對に眞なる形態とみるといふ大なる誤りを犯したといふことによつてある。續いてヒルデブラントは「自然經濟・貨幣經濟・信用經濟」の發展段階を説き、貨幣經濟が一發展段階に過ぎぬことを主張してゐるが、こゝには立入らない。ともかくヒルデブラントは貨幣經濟を絶對永遠なりとするスミス學派の誤謬が社會主義によつて正されたとみるのである。¹⁴⁾

三

以上ヒルデブラントはスミス學派に對する三の反動を扱つたのであるが、最後に彼は社會主義者に似てゐるがその反對者たるブルードンを扱つてゐる。彼はブルードンを目してスミス學派に對する反動とはみず、むしろ從來の諸體系の中で最も綜合的立場に近いとみるものゝ如く、最も多くの同感を示してゐる。先づ彼はブルードンの思想を『貧困の哲學』¹⁵⁾について、その基礎たる價值論から始めて、その上に礎かれた人類の經濟的發展段階——分業・機械・競争・獨占・國家(租稅・警察)・外國貿易(貿易均衡)・信用・財産・共同社會・人口の十段階——を紹介し、¹⁶⁾その後には彼の批判がつゞく。價值論は措いて、發展段階については次の意味のことを述べてゐる。ブルードンの經濟發展段階は「人類の經濟的文化史の理念進行(Ideengang der ökonomischen Kulturgeschichte der Menschheit)」を示すものではない。それは恣意的であつて、現實に並存するものを歴史的因果關係に置いたに過ぎない。だからその系列は反對にすることも出来れば、任意に變更することも出来る。¹⁷⁾かう批判した後、彼はブルードンの思想の内に眞なるものを認める。

14) Ibidem, § 52-53.

15) System des contradictions économiques ou philosophie de la misère, Paris 1846.

16) Hildebrand, Nat.-Ök. der Gegenwart u. Zukunft, § 54-63.

17) Ibidem, § 64-66.

その一は、ブルードンが流通界に於ける現象を「個々の偶然的事情に依つて變化せしめられたる、同一なる經濟的自然法則の表現」とは考へないで、「人類の經濟生活には發展法則が支配してゐて、それを認識することが國民經濟學の内容をなす」といふことを示唆したことである。この發展法則そのものを發見する彼の試みは、一切の歴史的統計的研究の缺如と先驗的理念構成のために誤つたにしても、そこに見られる「人間生活の經濟的領域に於ける法則的發展の思想は正しい。」とヒルデブラントは言ふ。その二は、ブルードンが、「經濟的國民生活がそれに於いて發展する所の經濟制度・形態は何でも相對的權能を持ちうるに過ぎず、有益にも働くが同様に有害にも働く」といふ思想を貫徹したことである。それに關聯してヒルデブラントは言ふ。

「人は政治學に於てはルソーやカントの立場から離れて、如何なる法律・國家組織・憲法も一切の國民一切の文化段階に等しく適するものではなくて、あらゆる國家形態は一定の具體的な國民有機體 (Volksgemeinschaft) に適するに過ぎず、國民有機體から、國家形態は自然的に發展しなければならぬといふ確信を得たのに、國民經濟學に於ては今日に至るまでなほ抽象的理論が主張されて來たのであつて、人はそれに従つて唯一つの經濟形態が唯一の正しいものだと言ひ、あらゆる經濟生活の問題に絕對的決定を與へなければならぬと信ずる。……どこでも人は、與へられたる具體の場合に於てのみならず、理論的にも一の黨派又は他の黨派に與し、一を絕對の眞とし他を絕對の虛偽と考へて、常に抽象的規範を掲げ、それについて精々實踐に於て此處彼處で例外を許すに過ぎずして、何處に於ても直接に自然によつて與へられたる勞働素材で育上げられる所の經濟生活に於ては、純政治生活に於けるよりも遙かに高程度に於て、各制度は相對的價值を持つに過ぎず、その價值は歴史的狀態から引離して常に合理的原因に従つて評價されることは決して出來ない、といふことをみない。アダムスミス以來國民經濟學の發達を何物か制止したとすれば、それは種々の黨派のこの非歴史的意識である、そしてその意識でもつて人は大陸に於て抽象的概念や主觀的理想を一切の經濟的發展形態の排他的價值尺度として固持したのである」。

ブルードンの功績は右の一面性を初めて證明した點にある。彼は種々の矛盾と缺點とも拘らず、「一切の經濟制度の相對性」を示し、従つて「抽象的學說の支持し難きこと」、及び「國民經濟學に於ける歴史的方法の必要」を立證するに貢獻した。とかうヒルデブランドはブルードンの功績をみてゐる。¹⁸⁾

以上我々はヒルデブランドの國民經濟學批判の概要をみて來た。それによればつまり彼はかうみたのであつた。重商主義と重農主義とを一應止揚したスミスは、重農主義者と同じく、啓蒙思想と通する所の個人的利己主義、従つて萬民主義・原子論的見解・唯物主義を前提として、國民經濟學を一切の國民と時代とに普遍妥當なる自然法則を研究する一の自然科學とした。而してスミス經濟學はその學派のみならず爾餘の諸體系發展の起點となつたのであるが、而もスミス學派の個人的利己主義に基く自然科學的傾向といふ抽象性を指摘する所に、ミューラー・リスト・社會主義なる三の反動及びブルードンの體系の意義があつた。併しながら、これらの諸體系は部分的眞理をもちスミス學說の一面性を暴露してその變革の必要を示しはしたが、自らそれを變革し得るものではなかつた。そこでヒルデブランドは、スミス學派の個人的利己主義に基く自然科學的傾向に對する部分的批判に統一的原理を與へることによつて、國民經濟學を歴史的方法による諸國民の經濟的發展法則の學として再建せんとしたのである。¹⁹⁾そしてこれを「現在並に將來の國民經濟學」第二卷に於て國民經濟學の方法を吟味した後を試みると約束した。²⁰⁾然し彼はこの約束を果

18) Ibidem, § 67.

19) Ibidem, § 68. 尙 Hildebrand が以上の學史的發展を自然經濟から貨幣經濟への生の發展と關聯ありとしてゐるのは注目すべき點である。

20) Ibidem, Einlei, u. § 68.

さず、同書第二巻を書かなかつた。だから彼が試みんとした國民經濟學の課題について、右に述べた以上の積極的主張が如何なるものであるかを知るためには、我々は彼が一八六三年に創刊した『國民經濟學並に統計學年報』²¹⁾に現はれた諸論文を参照するより外に仕方がない。

四

『年報』第一巻の序文によれば、一八六三年に於ても彼の根本思想は一八四八年の『現在並に將來の國民經濟學』に於けると變りないと述べてゐる。²²⁾事實同『年報』には同じ思想を以て書かれた『國民經濟學の現在の課題』²³⁾といふ重要な論文が收められてゐる。それによれば彼は當時一方に於てはスミス學派がなほ支配的であり、他方に於て社會主義のスミス學派批判の正しいことが益々歴史によつて立證されたのを發見した。そこで彼はスミス學派の個人的利己主義に基く自然科學的傾向を徹底的に批判しなければならぬと考へ、今國民經濟學に對して次のことが切實に要求されてゐるとみた。即ち、「國民經濟學はその全自然科學的根本見解を批判し、經濟生活に於て現實に自然法則が支配するか否か、又如何なる範圍で支配するか、といふ問に答へるといふこと」²⁴⁾が。そして彼はこの要求に應へるために自然法則の何であるかを規定することから始めてゐる。

曰く。「自覺的人間 (der selbstbewusste Mensch) が經濟する、然し彼は無自覺的自然 (bewusstlosen Natur) の内ですして自然の賜物と諸力とを以て經濟する、彼自身彼の肉體に關してこの自然の一部である」。従つて國民經濟に於ける自然法則が云々される場合、二の問題が嚴密に區別

21) Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik.

22) Jahrbücher, Bd. I. 1863, Vorwort.

23) Die gegenwärtige Aufgabe der Nationalökonomie, Ibidem, S. 5 ff. u. 142 ff.

24) Ibidem, S. 18-19.

されねばならぬ。その第一は、「無自覺的自然——それから人間が經濟手段を獲得し、彼自身その肉體的有機體に關してそれに屬する——この自然はその不變の法則を以て國民經濟に一定の影響を及ぼすか」、といふことである。第二は、「經濟そのもの即ち人間の諸の經濟行爲は自然法則に服せしめられてゐるか」、といふ問題である。而してヒルデブランドは勿論第一を肯定する。

その理由としてかう言つてゐる。人間は自然法則に従つて生れ且つ死する。人間の肉體力並に勞働能力も自然によつて與へられてゐる。又その肉體的有機體は衣食住の自然的欲望をもつ。土地と氣候は季節や日時に結付いてゐる。要するに自然並にその永遠の法則は總ての方面から人間經濟の活動範圍を規定する、そしてその限り總ゆる國民經濟總ゆる時代の經濟は自然の要素並に法則と同じく不變であると言ふのである。かくて彼は第一の意味に於ては自然法則を承認する。然し第二の意味に於ては否定する。その譯は、自然によつて置かれた限界の内に於ては人間精神が支配する、例へば生産に於て人間は自然力を利用し、種々の組織を作り、又商品價格を決定する等の如く、人間の意志的經濟行爲は却つて自然を支配するからであると言ふ。²⁵⁾

次いでヒルデブランドは經濟行爲が自然法則的のものであるかといふ問に關する諸學說の立場を回顧してゐる。重農主義者やスミス並にその學派がこれを肯定したことはさきにも見た通りである。なほこゝで彼はかう述べてゐる。すなはち彼等は利己心を人間行爲の唯一の自然法則的動機と看做し無自覺的創造に作用する所の自然力と同一視する。彼等にとつては物理的世界と道德

25) Ibidem, S. 19-20.

的世界とは同じ自然法則の異つた現象形態に過ぎない。——最近のスムス學派も之を肯定する、然し違つた立場からである。彼等は自然法則を覆し得ないものと考へるが故にそれを肯定する。彼等は自然法則の前提を問題にせず、問題にするにしても私的利益の支配を歴史的事實・必要なる惡として承認する。ステュアート・ミルでさへこの立場を超えてはゐない。彼は道德の經濟に影響するのを認め、競争を立法によつて制限せんとさへするが、この競争原理に基く自然法則の故に政治經濟學は科學の性格をもつのだと述べてゐる。⁽²⁶⁾

啓蒙思想はその唯物的道德原理の結果一切の公共生活に關する學に自然法則を認め、ドイツの學者は國民經濟學 (Wissenschaft der Nationalökonomie) と國民經濟政策學 (Wissenschaft der Volkswirtschaftspolitik) とを區別し、前者を私的利益の原理に、後者を共同福祉の原理に基礎づけ、第一のみを自然科學とし、第二を國家學法律學等と同じく倫理的科學だとする。而して國民經濟政策學の課題は利己的なる私經濟の弊害を國家權力によつて修正することだとする。然しそれが自然法則を承認するかぎり矛盾に陥る。即ち利己主義が専ら經濟生活を支配するのでないならば、經濟的自然法則も存在しないし、而して自然法則が支配するならば國家も亦それを修正しようとするも無役であらうからである。とヒルデブラントは批判してゐる。

最後にヒルデブラントは歴史學派建設者の一人たるロツシヤールをとりたてゝ問題にしてゐる。ロツシヤールは國民經濟學と國民經濟政策學との分離を斥け、國民經濟學を人間社會に關する他の

學と同列に置いて自然科學に對立せしめる。彼は國民經濟學は少くとも「公共心並に利己心の方
法論 (Methodenlehre des Gemeinsinnes wie des Eigennutzes)」と稱せられ得ると言ひ、その課題を歴
史的經驗に於て與へられたる所のそして國民並にその要求と共に變遷する所の國民經濟の制度並
に法律の研究とみる。かくして彼に於ては歴史は科學の手段ではなくて對象となる。然しロツシ
ヤーは國民經濟學を「經濟的國民生活の解剖學並に生理學」と名付け、「諸國民がその物質的欲望
を充足する際に從ふ所の自然法則」について云々する²⁷⁾。特にこの自然法則並に利己心の作用は對
立する利益の鬭争に於て合法則的に成立する所の價格決定に現はれるとみ、²⁸⁾彼はこの法則を數學
の法則に比較してゐる。²⁹⁾かくてロツシヤーは人間並に國民の經濟活動の歴史に於て、「永久不變
であり、人間の私的利益から起る所の自然法則的要素」と「國民と共に變化する所の可變的要素」
との二要素を承認する。而もロツシヤーがこの二要素の關係を如何に考へたかは明かでないとし
てヒルデブランドは言ふ。「もし人間の經濟行爲は、それが利己主義から起る限り自然法則的で
あり、それが他の動機から起る限り自然法則的でないものであるならば、そのことによつて、自然
法則的に行動するか否かは人間の意志にかゝつてゐるといふことが承認されるのである、そして
この承認こそはまさに人間行爲の自然法則的性格を否定するものである。一切の人間行爲は自然
法則に服せしめられてゐるか、或は何れの行爲もさうでないか、の何れかである。中間物は私に
は全く不可能のやうに思はれる」と。要するにヒルデブランドはロツシヤーが經濟的自然法則を

27) W. Roscher, Leipziger Antrittsrede in der deutschen Vierteljahrschrift, 1849, S. 180; System der Nationalökonomie, Bd. I. § 22.

28) System, Bd. I. § 100.

29) Ibidem, § 22.

承認することを難するのである。³⁰⁾ そして我々はこの點にヒルデブランドに於てロツシヤーに於けるよりも歴史的傾向がより徹底せるをみるのである。³¹⁾

(註) 右の批判に對してロツシヤーはヒルデブランドに駁論してゐる。それを紹介して置かう。曰く。「ブルジョア・ヒルデブランドが自然法則といふ表現を、それが人間的自由と人類の進歩能力に矛盾するが故に、人間の經濟行爲に對して適用せしめない場合、私はそれを承認することが出来ない。私が一のより廣き聯關に於て認識し得る人間の意圖に基づかない所の合則性(Regelmässigkeit)を認識する場合には、私はどこでも、自然法則について語る。かゝる合則性が存在するといふことは確實である。例へば私は所謂子音の移動といふ言語法則を想起するにとどめる、それに於ては語る諸個人は確實強制的にそれに従ふのではない、而も語る總體の進歩は明かである。又大なる諸國に於ては(恐らくは殆んど自由意志的な)結婚や犯罪は種々の年齢階級への分布に於て年々(恐らくは殆んど非自由意志的な)死亡よりも一層規則的に繰返へされるといふ周知の事實を想起する。誰も『人間の自然(Natur der menschlichen Seele)』といふ表現を忌避しない限りそれだけ私は『自然法則』といふ表現を固執する。然しこの心の自然にはまさに個人の自由と責任並に類の進歩能力が屬するのである」。³²⁾

ロツシヤーとヒルデブランドと何れが正しいか。我々はロツシヤーをより正しいものとみる。それはヒルデブランドを批判することによつて明かになるであらう。

右によつて知られる如くヒルデブランドが經濟的自然法則を否定するのは、彼がその前提たる利己主義の一般的支配を認めないからである。即ち我々の經濟行爲は單に私利からではなくて、宗教・風習・法・正義等の倫理的動機からも決定される。加之、人間が純利己主義者であるにしても、そして正義の感情を全然持たぬにしても、私利の貫徹のためには、取引當時者相互が平等であることを前提とする。然し各人の完全なる平等は、利己心の普遍的支配と同じく、現實に矛盾する。これが自然法則を否定するヒルデブランドの論據である。³³⁾ 然し彼は經濟行爲の法則性を全然否定した譯ではない。彼が認める自然法則以外の法則をみれば、彼が自然法則を否定した趣意はより明かになるであらう。(未完)

30) 以上 Hildebrand, Ibidem, S. 20-22.

31) 拙稿、『ロツシヤーに於ける歴史的方法』經濟論叢第四〇卷第一號

32) Roscher, System, Bd. I. § 13 Anm.

33) Hildebrand, Ibidem, S. 22-25.